



発監第28号
平成28年7月7日

琴浦町長 山下 一郎 様

琴浦町監査委員 山根 弘和

同 桑本 始



財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査の対象 琴浦町社会福祉協議会補助金（人件費補助金、センター管理費、さわやか福祉基金事業補助金、ふれあいのまちづくり事業補助金、外出支援サービス事業補助金）

2 監査実施日 平成28年6月20日、27日、30日の3日間

3 監査の範囲 平成27年度における上記補助金の出納その他の事務

4 監査の方法

平成27年度における琴浦町社会福祉協議会補助金に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行させているかを主眼として実施した。

監査にあたっては、所管課から関係書類の提出を求め、監査当日は、監査対象課長等から説明を受けた後、監査対象団体に出向き、関係者から聴き取りを行った。

5 監査の結果及び意見

（1）限度額を超えた補助金交付及び超過交付補助金の返還

○人件費補助金

琴浦町社会福祉協議会補助金交付要綱では、人件費の補助金額は「事業費の1／2とし、1700万円を限度とする。ただし、平成27年度については、3年間の経営改善計画を策定し、総会に付議することを条件に、1820万円を限度額とする。」とされている。

平成27年度補助金実績報告書では支出合計32,957,596円、町補助金18,200千円となっているが、補助金はそもそも事業費の1／2が限度であり、交付額18,200千円と事業費 $32,957,596\text{円} \times 1/2 = 16,478,798\text{円}$ との差額1,721,202円は、限度を超えた補助金の交付である。

同様に、26年度の事業費 $30,528,340\text{円} \times 1/2 = 15,264,170\text{円}$ と町補助金17,000千円との差額1,735,830円、及び25年度の事業費 $32,690,107\text{円} \times 1/2 = 16,345,053\text{円}$ と町補助金17,000千円との差額654,947円は、それぞれ限度超過交付である。

○外出支援サービス事業

補助金交付要綱では「事業費の1／2とし、100万円を限度とする。」とされ、27年度の実績 $1,697,000\text{円} \times 1/2 = 848,500\text{円}$ と町補助金1,000千円との差額151,500円、及び24年度の実績 $1,944,900\text{円} \times 1/2 = 972,450\text{円}$ と町補助金1,000千円との差額27,550円は、それぞれ限度超過交付である。

○社会福祉センター管理費

補助金交付要綱では「事業費の2／3とし、425万円を限度額とする。」とされ、26年度の実績 $5,678,032\text{円} \times 2/3 = 3,785,354\text{円}$ と町補助金4,250千円との差額464,646円は限度超過交付である。

○ふれあいのまちづくり事業

26年度補助金交付要綱では「事業費の1／2とし、11万円を限度とする。」とされ、実績 $157,581\text{円} \times 1/2 = 78,790\text{円}$ と町補助金87,000円との差額8,210円は限度超過交付である。

以上、4事業7件、限度超過交付補助金差額合計4,763,885円については、速やかに補助金の返還手続を行われたい。

今後、補助金交付要綱に基づく適正な補助金業務の執行、補助事業の遂行状況の把握及び進行管理に十分留意されたい。

(2) 職員の勤務評定の実施及び給与等への反映

平成27年度琴浦町社会福祉協議会人件費補助金実績報告書によると、法人運営事業として会長、局長、職員5名の人件費に対して補助されている。

職員の勤務状況の把握は、人事や給与にも影響する組織の重要事項であるが、琴浦町社会福祉協議会では職員の勤務評定が行われていない。

職員給与等については給与規程が定められ、給料表は人事院勧告行政職給料表に基づいており、給与規程第16条には、良好な成績で勤務した場合の昇給について規定され、同第27条には、勤務成績に応じて勤勉手当を支給する旨が規定されている。

他の社会福祉法人や琴浦町の例も参考にするなどして、職員の勤務評定の実施と給与等への反映について実施されたい。